

○豊中市立母子父子福祉センター条例

昭和51年4月1日

条例第32号

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく母子・父子福祉施設として、豊中市に母子・父子福祉センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 母子・父子福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊中市立母子父子福祉センター
- (2) 位置 豊中市中桜塚2丁目29番31号

(事業)

第3条 豊中市立母子父子福祉センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する各種の相談に応ずること。
- (2) 生活指導及び生業指導を行うこと。
- (3) 講習会、レクリエーション等のための事業を行い、又はそのために必要な場所を提供すること。
- (4) その他第1条の目的を達成するため市長が必要と認める事業
- (5) 前各号のほか、事業の実施に支障のない限りにおいてセンターを一般の使用に供すること。

(使用承認)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更するときも同様とする。

(使用制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的として使用するものと認めるとき。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第6条 第4条の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は承認を取り消すことがある。

(1) 使用承認の条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく市規則に違反したとき。

(3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。

(4) 管理上支障があるとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更又は取消しによって使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を前納しなければならない。

2 市長が特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき。

(2) 使用する日の7日前までに使用承認の取り消しを申し出て市長が相当の事由があると認めたとき。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 承認を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸ししないこと。

(2) 使用承認のない物件を使用しないこと。

(3) 建物、附属物又は器具を滅失又はき損しないこと。

(4) 火災の防止につとめること。

(5) 使用後はすみやかに原状に回復し、清掃すること。

(6) その他市長が指示したこと。

(設備の承認及び原状回復)

第10条 使用者が特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用者は、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第6条の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。

3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(費用負担及び損害賠償)

第11条 センターに附属する設備を除き、使用に関するすべての費用は、使用者の負担とする。

2 使用者の責めに帰すべき事由によって、建物、附属物又は器具を滅失又はき損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、センターの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) センターの使用承認、その取消しその他センターの使用に関する業務
- (3) センターの使用料の徴収、減免及び返還に関する業務
- (4) センターの維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第13条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせようとするときは、公募する。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により同項に規定する書類の提出があったときは、次に掲げる基準に基づき、最も適当であると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 市民の平等な利用が確保され、かつ、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的・効果的な

運営が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他センターの設置の目的を効果的に達成できることを判断するために必要なものとして市規則で定める基準に適合するものであること。

4 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、豊中市母子父子福祉センター指定管理者選定評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第1項ただし書の規定により公募を行わないときは、この限りでない。

(協定の締結)

第14条 指定管理者の指定を受けたものは、センターの管理に関し、市長と協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、市規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(指定の取消し等による損害)

第16条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

(指定管理者の原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、センターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第18条 指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、その業務に関し知り

得た秘密を他に漏らし、又はセンターの管理目的以外の目的に利用してはならない。

(指定管理者の管理の基準)

第20条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用時間及び休館日は、センターの利用形態、使用者の便宜等により市長の承認を得て定めること。
- (2) センターの管理に関し保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じること。
- (3) センターの管理に関し保有する情報の公開について必要な措置を講じること。
- (4) その他法令、この条例、この条例に基づく市規則その他市長の定めるところに従い、センターの管理を行うこと。

(指定等の告示)

第21条 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(管理状況の評価)

第22条 指定管理者は、その指定の期間において、センターの管理状況について、豊中市母子父子福祉センター指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(豊中市母子父子福祉センター指定管理者選定評価委員会)

第23条 指定管理者の選定及び管理状況の評価について調査審議するため、豊中市母子父子福祉センター指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(委任規定)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔昭和51年7月規則第35号により、昭和51年7月22日から施行〕

附 則（昭和57年4月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第47号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行後最初に豊中市立母子福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定する場合に限り、この条例による改正後の豊中市立母子福祉センター条例第13条の規定にかかわらず、現にこの条例による改正前の豊中市立母子福祉センター条例第12条の規定によりセンターの管理を受託している者（以下「現管理受託者」という。）の実績等を考慮して、現管理受託者がセンターを管理することが適当であると認めるときは、現管理受託者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定することができる。

附 則（平成19年3月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第51号）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 他の条例の一部改正に伴う経過規定〔略〕
- 3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成25年9月30日条例第41号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第43号）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市立母子福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成27年3月24日条例第30号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（令和3年12月22日条例第44号）

この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔令和４年３月規則第１４号により、令和４年４月４日から施行〕

附 則（令和４年１２月２３日条例第４４号抄）

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年１２月２２日条例第４７号）

- １ この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔令和６年２月規則第１１号により、令和６年３月４日から施行。ただし、附則第２項を削り、附則第１項の項番号を削る改正規定及び別表の改正規定は、令和６年４月１日から施行〕

- ２ この条例による改正後の豊中市立母子父子福祉センター条例第４条の規定による使用承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表

区分	使用料（１日につき）
会議室	３，７００円